

広島県告示第九百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年十二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

津江郷原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市黒瀬町兼沢字万九郎二三二番一地从先から 東広島市黒瀬町兼沢字万九郎二三二番一地从先呉市界まで			一一・二〇〇 一一・五〇〇	六・〇〇	
			一〇・五〇〇 一二・五〇〇	六・〇〇	幅員減少